

表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、いわき市介護支援専門員連絡協議会（以下「本会」という）の発展に寄与し、功労があった者への表彰について必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次の3種とする。

- (1) 会員に対する表彰
- (2) 個人、団体、企業等に対する表彰
- (3) 本会功労者に対する表彰

(表彰の資格)

第3条 前条第1号及び第2号に規定する表彰の対象者は、次に挙げる者とする。
本会の運営に協力援助している者であって、多大な貢献があった者

2 第2条第3号に規定する表彰の対象者は、次に挙げる者とする。

- (1) 本会の会長、又は副会長であった者
- (2) 本会の役員として通算10年以上その任にあたり、多大な貢献があった者

(表彰の除外)

第4条 第3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者をこの規程による表彰の対象外とする。

- (1) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為を行った者
- (2) 定款第8条の各号に該当し、除名処分を受けた者
- (3) 定款第14条第2号に該当し、役員を解任された者
- (4) 表彰年度において、会費を2年度分以上滞納している者

(表彰の時期)

第5条 表彰の時期及び場所は、次のとおりとする。

- (1) 通常総会、又は記念式典等の席上
- (2) 理事会において承認された場合は随時

(表彰の内容)

第6条 表彰の内容は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号の表彰は、表彰状、感謝状又は顕彰状を授与する。
- (2) 第3条各号の表彰は、副賞を添えることができる。
- (3) 受賞者が死亡した場合は、追賞できるものとする。

(受賞者の選考)

第7条 受賞者の選考は、第2条第1号及び第2号の者については、本会役員からの推薦があった者について行う。

2 第2条第3号の者については、会長からの推薦があった者について行う。

(受賞者の決定)

第8条 受賞者の選考は、理事会に諮り、会長が決定する。ただし、緊急を要するものについては、会長が決定できる。

(運営)

第9条 この規程に定めのない事項については、理事会に諮り決定するものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行うものとする。

附則

この規程は、制定の日から施行する。ただし、本会の設立年（平成11年）に遡って適用する。（平成30年10月16日制定）

附則

この規程の変更は、理事会の決議の日（平成30年10月16日）から施行する。